2016 年 4 月 14 日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
（コード番号：8729　東証第一部）

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の 100%子会社であるソニー生命保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー生命保険株式会社　プレスリリース（添付）

【新商品】『低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』・

『無解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』の発売について

以上

【お問合せ先】
ソニー生命保険株式会社　広報部広報課　（電話：03-3475-8813）

Sony Life

News Release

ソニー生命保険株式会社
〒107-8585　東京都港区南青山1-1-1　新青山ビル東館　http://www.sonylife.co.jp　（広報部）　TEL：03-3475-8813

平成 28 年 4 月 14 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】『低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』・『無解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』の発売について

ソニー生命保険株式会社（社長　萩本 友男）は、平成 28 年 5 月 2 日より新商品『低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』および『無解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）』を発売します。これらの新商品により、お客さまが死亡されたり、所定の障害・要介護状態になられた場合に一時にかかる費用に備えることができます。

１．「低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）」・「無解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）」の支払事由

以下のとおり、死亡、身体障害者手帳 3 級以上および要介護 2 以上等に該当された場合に保険金をお支払いします。（ただし、保険金のお支払いは保険期間を通じて 1 回のみとなります。）

お支払いする保険金	保険金の支払事由
死亡保険金	死亡したとき
障害保険金	傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態または特定障害状態（次の①および②をともに満たした状態）になったとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ②①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと
介護保険金	傷害または発病した疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき ●満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたこと ①要介護状態に該当したこと ②要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ●公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

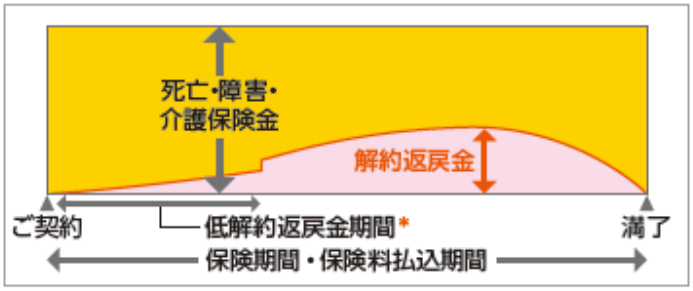
遠い約束を果たすために
LIFEPLANNER VALUE.
ライフプランナーバリュー

「ライフプランナー」および「ライフプランナーバリュー」は、ソニー生命の登録商標です。

２．仕組図と保険料例

（１）低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）

◆仕組図



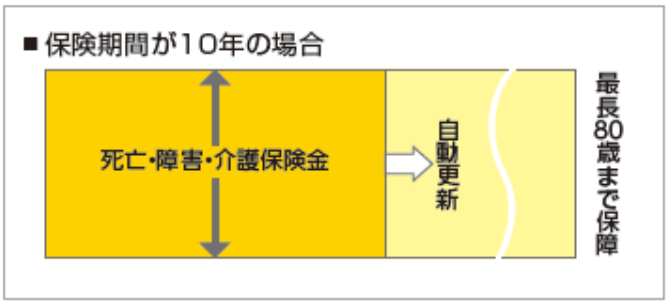
＊契約日から4年間を低解約返戻金期間として、解約返戻金額を低く設定しています。

◆保険料例（保険金額：１億円、保険料払込期間：保険期間と同じ、個別扱年払保険料）

契約年齢	保険期間	男性	女性
35 歳	70 歳	799,200 円	496,600 円
40 歳	72 歳	1,024,300 円	619,300 円
45 歳	75 歳	1,393,500 円	837,300 円
50 歳	77 歳	1,830,600 円	1,098,100 円
55 歳	80 歳	2,529,700 円	1,566,200 円
60 歳	82 歳	3,417,000 円	2,193,800 円

（２）無解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）

◆仕組図



◆保険料例（保険金額：5,000 万円、保険料払込期間：保険期間と同じ、個別扱月払保険料）

契約年齢	保険期間：10 年	
	男性	女性
35 歳	12,850 円	10,300 円
40 歳	17,600 円	13,350 円
45 歳	26,650 円	18,600 円
50 歳	41,200 円	25,650 円
55 歳	57,750 円	33,400 円
60 歳	85,300 円	47,550 円

以上